

白浜堆肥センターのマグロ肥料の使用に関して(第2回)

R6.4 瀬戸内町農林課農政係

配布に係る注意点

- 瀬戸内町に住所及び農地を所有している方が対象となります。
- 加計呂麻島、請島、与路島の方は役場(農林課農政係)へご連絡ください。
- マグロ肥料の配布量は一人当たり 10 袋(100 kg)が上限となり、各自で運搬をお願いします。(加計呂麻、請・与路地区は町で対応)
- マグロ肥料を別の用途に使用しないでください。(譲渡・売買等)

マグロ肥料使用上の注意

- マグロ肥料にはチッソ 4.8%、リン酸 2.7%、カリ 0.7%の肥料成分(その他アミノ酸類も含む)が成分として入っていますので、通常の化成肥料の量を減らすことができます。
- チップ(木質)も多く含まれているので、なるべく土と混ぜないようにしてください。(数か月作物を植えない・土づくりを行う場合は OK)
- 施用する際は作物の生育状況を見ながら「追肥」替わりとして土の表面に施用してください。
- 市販の化成肥料・有機質肥料との併用をお勧めします。
- 収穫直前の農産物に使用すると肥料成分が食味へ影響する可能性もありますので注意が必要です。

不明な点がございましたら下記へお願いします。
役場農林課農政係 0997-72-1174
担当：田原、泊